# 品質確保法に基づ〈揮発油等輸入届出について

(H24年12月版)

## 輸入届出は、どのような場合に提出が必要か

- ・輸入届出は「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(品質確保法)に基づいた届出です。
- ・輸入届出は、**揮発油**(自動車燃料用)、**軽油**(自動車燃料用)、**灯油**(屋内燃焼燃料用)、**重油**(船舶燃料用または海底掘削等施設燃料用)を輸入した場合に必要です。
- ・輸入した石油製品を販売又は消費しようとするときは、当該石油製品が強制規格に適合している ことを確認しなければなりません。
- ・ 届出書は陸揚地を管轄する経済産業局に提出して下さい。

#### 「届出に必要な書類」

·揮発油 輸入届出書(様式第15) : 品質確保法施行規則第18条 ·軽 油 輸入届出書(様式第20) : 品質確保法施行規則第26条 ·灯 油 輸入届出書(様式第23) : 品質確保法施行規則第31条 ·重 油 輸入届出書(様式第25) : 品質確保法施行規則第46条

# 強制規格を満たしている燃料用製品を輸入する場合

<u>そのまま売れる製品</u>を輸入する場合、本届出書について通関の日後**7日**を超えない期間に提出しなければなりません。(提出部数:1部)

#### 輸入届出書の必要記載事項

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては代表者氏名、住所
- (2) 分析を行う品質管理責任者又は登録分析機関の名称
- (3) 法第17条の四第1項の確認の結果
- (4) 輸入数量
- (5) 輸入価格(CIF)
- (6) 積出港
- (7) 輸入地
- (8) 輸入年月日

#### 〔注意事項〕

- ・<u>そのまま売れる製品</u>とは、既に**強制規格**(法第17条の四第1項の確認の結果)を満たしている製品です。
- ・揮発油・軽油 の場合は、『自動車用の燃料』として販売又は消費しようとするもの。 自動車の燃料以外の目的 で輸入した場合において、 輸入後に『自動車の燃料』として販売又は 消費することになった場合にも、あらかじめ輸入届が必要です。
- ・灯油 については『屋内燃焼燃料』として販売又は消費しようとするもの。 屋内燃焼燃料以外の目的 で灯油を輸入した場合において、輸入後に『屋内燃焼燃料』として販売 又は消費することになった場合にも、あらかじめ輸入届が必要です。

#### 輸入後に精製・加工する燃料用製品を輸入する場合

<u>そのままでは売れない製品</u>を輸入する場合、どこでどのようにして売れる製品にするかの計画を記載した本届出書を、通関の日後**7日**を超えない期間までに提出しなければなりません。(提出部数:1部)

#### 輸入届出書の必要記載事項

- (1) 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名、住所
- (2) 精製又は加工する場所
- (3) 精製又は加工する方法
- (4) 輸入数量
- (5) 輸入価格
- (6) 積出港
- (7) 輸入地
- (8) 輸入年月日

### [注意事項]

- ・<u>そのままでは売れない製品</u>とは、強制規格を満たしていない製品で、輸入後、 揮発油、軽油 については『自動車用の燃料』として販売又は消費しようとする目的をもって**精製又は加工**するもの。
- ・灯油 については『屋内燃焼燃料』として販売又は消費しようとする目的をもって**精製または加工**するもの。

## 変更届出書は、どのような場合に必要か

- ・輸入届出書の内容を変更しようとする時は、当該製品を販売又は消費する時までに変更届出書を 提出しなければなりません。
  - 「届出に必要な書類」
  - ·揮発油 輸入変更届出書(様式第16)
  - ·軽 油 輸入変更届出書(様式第21)
  - ·灯 油 輸入変更届出書(様式第24)
  - ·重 油 輸入変更届出書(様式第26)

## なお、石油の輸入には事前に「石油輸入業者」の登録が必要です

石油輸入業者とは「石油の備蓄の確保等に関する法律」(石油備蓄法)第 16 条の登録業者です。 石油輸入業者の登録申請の窓口は、

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油精製備蓄課(電話 03-3501-1993) へ

## 届出書の提出先

陸揚地が以下の場合

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

提出先:九州経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課

〒812 - 8546 福岡市博多区博多駅東2 - 11 - 1 福岡合同庁舎 本館7F

TEL:092-482-5476 FAX:092-482-5395